

報 道 資 料

平成30年4月27日（金）

- 件 名** 空母艦載機着陸訓練（FCLP）の岩国基地予備施設指定、空母着艦資格取得訓練（CQ）の実施及びF-35Bの着陸に関する要請結果について
- 概 要** 本日（27日）、山口県基地関係県市町連絡協議会として岩国市と県が代表し、国及び米軍岩国基地等に対し、下記のとおり要請を行いましたので、その概要をお知らせします。

記

1. 米海兵隊岩国航空基地司令官への要請結果

（1）日 時：平成30年4月27日（金）10：10～10：30

（2）場 所：米海兵隊岩国航空基地

（3）対 応 者：米海兵隊岩国航空基地政務・地域対策室長

（4）要 請 者：山口県基地関係県市町連絡協議会

岩国市／基地政策担当部長 山中 法光

山口県／岩国県民局次長 生月 雅美

（協議会構成自治体を代表して要請）

※協議会構成自治体…山口県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町

（5）要請内容

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定に関する要請

別紙要請書のとおり

イ CQに関する要請

①地元の負担を考え、最終着陸時刻が23時までとなるよう努めること。

②23時以降に岩国に着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し事前通報すること。

③可能な限り騒音の軽減に努めること。

ウ F-35Bの築城基地への着陸に関する要請

F-35Bをはじめとする岩国基地所属機の機体整備や安全点検、安全運用など再発防止策の徹底に努めること。

（6）回 答

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定について

地元のご懸念は理解している。岩国基地が、任務遂行上不可欠な着艦訓練の代替地として使用されることになった場合、適切に情報提供を行うよう最大限の努力をする。

イ CQについて

CQもまた、パイロットにとって、空母に着艦する任務を遂行する上で必要不可欠な訓練であり、軍事即応性の維持における訓練の重要性について、地元の皆様のご理解を賜りたい。

ウ F-35Bの築城基地への着陸について

航空安全は我々の最重要事項である。その達成に向け、我々はこれからも揺るぎない訓練や検査を行い続ける。

本日の要請内容については、司令官に伝える。

2. 岩国防衛事務所長への要請結果

（1）日 時：平成30年4月27日（金）11：10～11：20

（2）場 所：岩国防衛事務所

（3）対 応 者：岩国防衛事務所長 佐藤 幸輝

（4）要 請 者：上記1の要請者と同じ

（5）要請内容

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定に関する要請

別紙要請書のとおり

イ CQに関する要請

国から、次のとおり要請されたい。

①地元の負担を考え、最終着陸時刻が23時までとなるよう、国から米側に求めること。

② 23時以降に岩国に着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し事前通報すること。

③可能な限り騒音の軽減に努めること。

新たな情報が得られれば、速やかにお知らせいただきたい。

ウ F-35Bの築城基地への着陸に関する要請

F-35Bをはじめとする岩国基地所属機の機体整備や安全点検、安全運用など再発防止策の徹底について米側へ求められたい。

(6) 回 答

- ・ 地元自治体の意向は十分理解している。
- ・ 要請の内容については、直ちに上級機関に報告する。

3. 防衛大臣・中国四国防衛局長への要請結果

(1) 日 時：平成30年4月27日（金）14:30～14:55

(2) 場 所：中国四国防衛局

(3) 対応者：中国四国防衛局企画部長 みやかわ ひとし
宮川 均

(4) 要請者：山口県基地関係県市町連絡協議会
岩国市／基地政策担当部長 やまなか のりみつ
山中 法光
山口県／岩国基地対策室次長 たなか やすし
田中 康史
(協議会構成自治体を代表して要請)

(5) 要請内容：上記2(5)のとおり

(6) 回 答

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定について

- ・ 当省としては、今回の訓練について、米側に対し可能な限り多くの訓練が硫黄島において実施されるよう申し入れたところであり、今後とも引き続き、米側へ求めていく所存である。
- ・ 当局としても、地元自治体の意向は十分に理解しているところであり、去る4月26日、地元自治体への本件に係る通知の際、口頭により受けた要請内容について、本省に伝えているところであるが、本日の文書要請についても、直ちに本省に伝えることとしたい。

イ CQについて

- ・ 当省としては、今回の訓練について、米軍に対し可能な限り滑走路運用時間内の23時まで岩国飛行場へ帰投するよう申し入れたところであり、今後とも引き続き、米側へ求めていく所存である。
- ・ 当省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると認識しており、23時以降に岩国に着陸する場合は、事前通告に関する岩国日米協議会の確認事項を尊重するとともに、可能な限り騒音の軽減に努めるよう米側に申し入れたところである。
- ・ 当局としても、米側には、引き続き更なる情報が得られるよう努める。

ウ F-35Bの築城基地への着陸について

- ・ 中国四国防衛局においては、米海兵隊岩国航空基地に対し、航空機の運用に当たっては、引き続き、点検整備等、安全面に最大限配慮するとともに、本件について、速やかな情報提供がなされるよう文書で申し入れを行った。
- ・ 米軍による航空機事故の発生は、地元の皆様方に大きな不安を与えるものであり、あつてはならないものと認識しており、平素から米側に対し、航空機の運用に当たっては、隊員教育や安全対策の徹底等を求めており、また、米側においても、事故の発生を防止するため、飛行要員・整備要員の教育及び訓練、機体の徹底的な整備及び検査等の措置を通じて安全確保に努めているものと承知している。
- ・ いずれにせよ、当局としては、引き続き、米側に対し、米軍機の飛行に際しては、安全面に最大限配慮するとともに、周辺地域に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけてまいりたい。

4. その他

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官及び外務大臣あての要請書については、本日(27日)、郵送した。

岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する要請書

平成30年4月26日、中国四国防衛局から、天候等の事情により、硫黄島において所要の訓練が実施できない場合には、米空母艦載機の着陸訓練を、5月10日から13日までの間に米軍岩国基地において実施するとの通告を受けました。

県や地元市町では、これまでも、市街地に隣接する岩国基地において、FCLPのような激しい騒音被害をもたらす離着陸訓練の実施は容認できないことを、あらゆる機会を通じて、国及び米軍に対して要請してきたところです。

しかしながら、今回もまた、岩国基地において空母艦載機の着陸訓練実施の可能性が示されたことは、誠に遺憾です。この訓練が実施されることとなれば、日常的に航空機騒音に悩まされている基地周辺住民に、なお一層の負担を強いるものであり、地元自治体として容認することはできません。

よって、貴職におかれては、このような状況を十分に認識され、米空母艦載機の着陸訓練については、岩国基地を使用することなく、硫黄島で所要の訓練を完了するよう、また、今後の訓練において、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう、(米側に求めることを) [※カッコ内は国向け] 強く要請します。

平成30年4月27日

駐 日 米 国 大 使	ウィリアム・F・ハガティ	} 様(各通)
在 日 米 軍 司 令 官	ジェリー・P・マルティネス中将	
在 日 米 海 軍 司 令 官	グレゴリー・J・フェントン少将	
米海兵隊岩国航空基地司令官	リチャード F・ファースト大佐	
外 務 大 臣	河 野 太 郎	
防 衛 大 臣	小野寺 五 典	
中国四国防衛局長	赤 瀬 正 洋	
岩国防衛事務所長	佐 藤 幸 輝	

山口県基地関係県市町連絡協議会

会 長	山口県知事	村 岡 嗣 政
副会長	岩 国 市 長	福 田 良 彦
	柳 井 市 長	井 原 健太郎
	周防大島町長	椎 木 巧
	和 木 町 長	米 本 正 明